

消費税から見た私達の現在

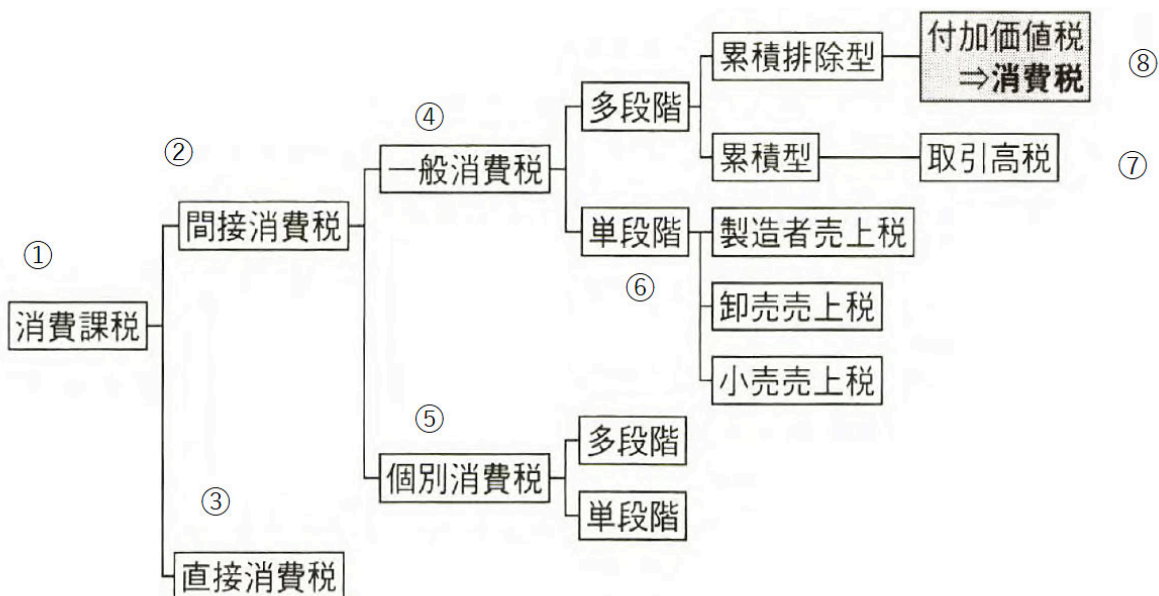
1989年に導入された消費税

今日は「消費税のいろは」をテーマに基本的なことを話します。日本の消費税は今から30年以上前の1989年に導入されました。付加価値税であるこの消費税というところにたどり着くには、これだけの分岐《図1》を経ていかなければなりません。

税の分類《図2》で見れば、経済活動での消費にかかる税金が「消費課税」です。同様に所得には「所得課税」、資産などには「資産課税等」があります。それぞれ、課税主体別に国税と地方税があります。

《図1》

消費税と他の税金…何がどう違うのか



《図2》

国税・地方税の税目・内訳

租税には様々な税目がある中、いくつかの視点からの分類があり、国税と地方税は課税主体に着目した分類です。また、所得課税・消費課税・資産課税等は、税負担を経済活動のどの局面に求めているかに着目した分類です。

	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 復興特別所得税	住民税 事業税	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税(環境性能割・種別割) 軽自動車税(環境性能割・種別割) 鉱区税 狩猟税 鉱産税 入湯税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税 固定資産税 特別土地保有税 法定外普通税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税			

国による「保険料」と「税」の使い分け

これは財務省がつくった分類ですが、疑問なものも色々ありますね。少々話が逸れますが、例えば国民健康保険という税目がなぜか資産課税の地方税にあります。元々これは「保険料」だったのですが、滞納が多かったので名前を変えて自治体が税として徴収できるようになったものです。

一般に、保険料は払えばリターンがある牽連性のあるもので、税は義務として負担して使い方は議会で決めるものと説明されてきました。しかし本当でしょう

か。主権者が王様の時代なら税と別に、負担者が自分達で使える保険料という制度を持つ必要があったでしょう。しかし今、日本国憲法のもとで主権者は我々です。すると、税と保険を区別する意味はあるのでしょうか。税も保険も年金も統合して、みんなが自分の負担を自覚して使い方を注視しながら、この社会をどうしていくかを考えていかなければいけないのではないかと私は常々そう思って皆さんにお伝えしています。

間接税と直接税の納税義務者とは

さて、そこでまず消費課税です。

《図1》にあるように、消費課税には「間接消費税」と「直接消費税」があります。税の世界では、納税義務を負っている人と実際に負担する人が同じものを直接税、その両者が一致しないものを間接税といいます。この分類は非常に大事です。

一般に日本の消費税というのは間接消費税のことで、法的な納税義務は事業者にあります。各取引段階で課税されて価格に転嫁され、実際には消費者が物を買うときに負担するものです。

すると理屈では、納税義務を負っていない消費者なので消費税は払わないと言ってもいいのです。私は申し訳ないなと思いつつも、それをお店で実際に言ったこともあります。日本の場合、消費税という名前から消費者が納税義務を負っているかのようになっていますがそうではなく、払わないという意思表示は全然構わないのです。それに対してお店は消費税を含めた総額だからといって売らなければ済むだけのことです。この違いを押さえておいてください。

この間接税というものには大きな問題があります。それを批判した一番有名な本が『間接税と労働者階級』（ラサール著・岩波書店・1960年）です。この本では「広く大衆が負担する間接税こそ継続性があり、それゆえに間接税は常に逆進的な性格を持っている」と問題が提起され、「50倍所得のある人が50倍消費するのか」といった名言が書かれていま

す。まさにこれが、間接税が持つ基本的な性格です。

一方、直接消費税というのは初めて聞く方もいるかもしれません。これは法律に個別に書かれている消費課税で、ゴルフ場利用税や入湯税といったものがあります。利用に対し、その所在地の地方税として利用者自身に納税義務が課されます。ですからこちらは先ほどの間接消費税とは違い、払わないと言うと違法行為になるので注意してくださいね。

消費税は自動税源拡大装置

間接消費税にはさらに、「一般消費税」と「個別消費税」という概念があります。この2つの違いを確認しておきましょう。一般消費税は、いま我々が体験している消費全般を対象とした消費税です。

片や、個別消費税には以前からの背景があります。消費税導入前にあった物品税は掲名主義といって、特定の商品に税を課すことを明記していた税です。主に贅沢品や嗜好品に課税し、やがて贅沢品から大衆的になったものは対象から外れていくといったことをしていたのです。この物品税からの流れで特定の対象に課される消費税が個別消費税で、典型的なものに酒税やタバコ税などがあります。

つまり、一般消費税はそれとは逆に、消費には原則課税するとしておいて、非課税にするものだけを書くことにしたわけです。すると税制改正しなければ、

次々と世に出てくる新しい商品はすべて課税対象ですから、どんどん税金が拡大していきますね。よく、自動税源拡大装置と言われるのは、そういう意味なんです。

多段階課税になったその理由

物やサービスの消費全般に課税するという今の消費税は、製造業者も卸売業者も小売業者も、各取引段階の事業者みんなが対象とされる多段階課税という仕組みになっています。複雑な税ですね。最終段階で取ればいいのではないかと思いますよね。なぜこういう仕組みなのでしょう。

思い返すと物品税は多段ではなく、単段階方式でほぼ製造業者への課税だけでした。小売業者に課税していたのは毛皮と宝石でしたが、実はここは脱税の温床となっていたんですね。製造業者の多くは大規模で安定しているので確実な徴税が可能でした。その性質からしても消費税の場合は、消費者の取引先だけの単段階課税では脱税防止の手立てが相当困難で、公平さの確保に疑問が残ります。他段階のほうが確実なのは確かで、それにより公平な徴税だと謳うわけです。

この多段階への経緯で、全段階で課税するようにしたヨーロッパでは多段階売上税と呼ばれました。ただ、この方式で各業者に10%ずつ税を負担してもらおうとすると困ったことが起きてしまったのです。仮に4段階あり、各1,000円ずつ利

益を取ると、本来4,400円で売れば良いはずですが、ところが単なる多段階方式だとそれができません。

例えば、製造者が1,000円のもの売るのに10%納税分を入れ1,100円で卸します。次で1,000円価値を付けて売るには10%込みで2,310円に、3段階ではこれが3,641円に、4段階では5,105円となり、本来の4,400円ではなくなってしまうのです。これが仮に10段階ならどうなるでしょう。これは「税に対する税」が問題です。これを何とかしなければというのが消費税議論の元々のところなのです。

決定的に重要な「仕入税額控除」

この多段階売上税の致命的な問題を解決したのが「付加価値税」で、仕入にかかった税額を抜けるように考えられた世紀の発見です。要するに、「各段階では売上にかかる消費税から仕入時の消費税を引いた税額を納める」ということです。これが「仕入税額控除」であり、消費税の実務において決定的に重要な役割を持つものです。

先ほどの例でいうと、1段階目1,000円+税100円で100円納税、2段階目は1,000円+税100円で仕入れて1,000円価値を付けた2,000円+税200円で売り、この200円から仕入にかかった100円を引き100円納税します。3段階目は3,000円+税300円で売り、仕入時の税200円を引いた100円を納税。4段階目が

4,000円+税400円と、本来の数字で売れる仕組みです。

これだといくら流通が複雑でも税負担は同じなので、製造直売業者と同じという建前にしたんですね。ですから仕入税額控除こそが消費税の要なのです。

インボイス導入で厳格徴税の流れ

今回、この仕入税額控除のところに日本もインボイスを入れるようになります。元々、消費税導入時にはインボイス制度で想定されていましたが、インボイスを発行できるのは課税業者だけです。それだと仕入税額控除が不可能な免税事業者は取引で不利になるという問題を考慮した結果、日本独自の帳簿方式という形で消費税がスタートした経緯があります。

そして長い間、この帳簿方式という制度によって販売者と購入者で互いの思惑に合うようにうまくやってきたわけですが、今後は証明となるインボイスを使って互いにチェックするという建前の仕組みになるのです。うまく機能すればいいのですが、結局は弱いところにしわ寄せのいく制度ではないでしょうか。

これからインボイス制度が始まるというのは、仕入税額控除を明確にしたいということです。財務省としてはこれまでかなり甘くして、ある意味オマケ的にやってきた消費税の徴収分をインボイス導入で厳格にやりたいという流れになって

きています。

とにかく、消費税はこの仕入税額控除をいかに取るかが大事であり、制度もそのためにつくられています。消費税の課税取引には様々ありますが、例えば売上が非課税の場合は仕入も控除の対象になりませんので注意が必要です。逆に、輸出に適用される免税はゼロ税率、つまり税率0%での課税ですので仕入で控除が可能です。また、課税対象外取引については、税務調査では「対価性がある取引かどうか」が大きな基準となると言えるでしょう。

消費税の税務調査は要注意

仕入税額控除は当初から様々な論争がありました。主に、業者が付けた付加価値に税率をかけるのだから仕入れている以上、仮に帳簿に付けていなくても課税仕入分を推計でも認めるべきだという人達と、法律では消費税は付加価値税とは書かれておらずあくまでも課税売上税で帳簿に証明のあったものだけ引くという書き方になっているので証明無しではだめという側の対立です。付加価値税の理念からすれば、推計でも引けるという人達の考え方は理解できますが、そのままやると裁判になって負けるのです。きちんと正確な帳簿でなければ勝てないのでやめておいてといったことを、私もずいぶん話しました。

それでも裁判で勝つんだという人達の運動があり、結局は最高裁に「税務調査

で帳簿を出さなかった場合には、帳簿が保存されていない」という判断をされてしまいました。私は実際には帳簿をつけていない人が裁判で争うのは反対していましたが、この理念重視型の人達が争い、結果的にまずい判決を残してしまいました。

最高裁でそう決められてしまったので、消費税というのは任意であるはずの税務調査で帳簿の提示要求に応じなければ、保存していないとされて仕入税額控除が丸々否認されてしまうリスクがあるのです。私は国税通則法改正のとき、このことを意識して、被害者が増えないように配慮したつもりだったのですが、先日出てしまいましたね。ですから、消費税の税務調査は怖いということは押さえておいてください。

消費税の致命的問題は「逆進性」

さて、消費税はこれから益々増えていくと思われませんが、この致命的な問題は初めに言ったように逆進性です。どうしても低所得者の負担が重くなります。今の仕組みのままで、軽減税率を導入してしまいましたが、却って不合理になるだけで、逆進性は収まりません。

フランスの経済学者ピケティは「格差の背景に不公正な税制がある」と言います。彼は著書『21世紀の資本』（みすず書房・2014年）で、税制が機能しなければいけないと書いています。1950年～80年くらいに格差が縮んだ時代があり

ました。それは経済成長と言われますが、それだけではなく正しい税制が行われていたことをこの本では検証していません。80年代以降、税制に倫理が無くなりこんな時代になってしまったのです。国民の側からおかしなものにはきちんと怒りの声を上げ、正しい税制で格差を正そうという流れにしなければなりません。

「給付付き税額控除」の早期導入を

逆進性への対策として公平性を高めるために私達が提言していたのが、消費税の税額控除を給付付きで入れるという制度です。これは消費税にあたる控除額を所得税から引く、もし所得が低くて税額より控除額のほうが大きい場合は差額を給付される仕組みです。この給付は税務署がするのです。なぜか取るばかりのイメージになっていますが、データを持っているのだから本来給付も行うのは当然のことです。

この給付付き税額控除なら、税率が上がっても低所得者にとって恩恵があり、逆進性は相当薄くなります。同様に少子化対策なども給付で出していくことが大事と提案したんですね。そういうことを民主党政権時にやろうとしたのですが、自民党さんからは所得制限すべきと批判を受けた末、政治的判断で変えられませんでした。

それから10年以上経ち、今の政権が同じことをやろうとしているのを目の当たりにして、この間の時間は何だったんだ

と思っています。

税・国家・貨幣…

今どういう状況なのか

最後になりますが、日本の状況は今、史上経験したことのない事態にあります。国家が破たんしては困るわけで、安全に運営していく必要があるというのは、みんな当然思うことでしょう。

少なくとも均衡財政論というのは当たっていませんでしたが、ただ民主主義にとっては大事な枠組みです。政権与党は本来、借金をして政策の先取りをしてはいけません。無いものを使いまくれば政権交代を妨害するからです。そのため政策には財源がなければならないという考えは必要です。ただし日本の場合、与党が予算を使いまくっていても国家は存在しているのです。これをどう見たらいいのでしょうか。

国家は税金を集めて初めて支出できるので、税と支出は均衡していなければならない。この命題を守るために、これまで財務省と仲の良い人達は常に日本の財政が危ないと言い続けてきました。ところがどうでしょう。彼らが言ってきた危機ラインをとうに超えても国家は存在しています。それどころか色々な貨幣も入

ってくるし、株価まで上がっています。

そもそも貨幣とは何でしょう。以前は物々交換を簡単便利にするツールといった考え方でしたが、最近の研究の主流は、国が税金を取り始めたあたりから貨幣が流通し始めたというもので、税金を払うための手段という見方もあります。こうしたことから今、貨幣の概念も崩れかけています。我々は今、一体どういう状況にいるのでしょうか。

国家の主権者はみなさんです。そのみなさんが、税の在り方を本来決めるべきなのですが、税制については給与所得課税と年末調整で、主権者である国民がよく理解できなくても済んでしまっています。負担の仕組みがよくわからずに、皆さんが負担したものの支出の仕組みも不透明だから、どうしても不満ばかりが出てしまいます。おまけに税の在り方を決めるべき政治家の資質も低く、政府を信頼できません。

どうしたらいいんでしょうね？ これは、私からの問いかけです。特にこれから日本の中心となっていく若い方々にとって、考えるきっかけになれば嬉しいです。本日はどうもありがとうございました。